

いじめ防止基本方針

吹田市立第五中学校

令和5年4月10日

(目的)

- 第1 いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうること」であり、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある行為である。
- 以下、「いじめは絶対に許されない」学校を構築するため「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する基本方針を定める。

(いじめ防止)

- 第2 いじめを未然に防ぐため次にあげる事項に努める。
- 1 生徒一人ひとりが人としての尊厳を守られ、いじめられる側にもいじめる側にも向かわせないための未然防止にすべての教職員が取り組む。
 - (1) 日常的に生徒の行動を注視し、表情や服装の乱れに気づくよう努める。
 - (2) 欠席日数や部活動の参加状況等を把握し校内でその情報を共有する。
 - (3) 「いじめ防止対策委員会」の機能性を高める。
(組織は、管理職・首席・生徒指導担当者・各学年担当者・養護教諭・子ども支援コーディネーター・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他の関係者により構成する)
 - (4) いじめ防止等に関する校内の取り組み計画を策定する。
 - (5) 計画的に校内研修を行う。
 - (6) 取り組み計画を策定・改訂する際、PTA・学校評議員などに意見を求める。
 - 2 いじめについてのすべての情報を校内で共通し、生徒がいじめに向かわない態度と心の安定を育む。また、いじめが発生する背景を把握し自尊感情や自己肯定感を育み生徒自らがいじめについて考える取組を進める。
 - (1) 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図る。
 - (2) 読書活動や体験活動等を推進し、幅広い社会体験や生活体験の機会を設ける。
 - (3) 言語活動を充実させ、生徒のコミュニケーション能力を向上する。
 - (4) 生徒会活動を活性化し、生徒自らが「いじめ撲滅」に取り組む姿勢を育む。
 - (5) すべての生徒が同じ学舎で、ともに学びともに育つ教育環境づくりを進める。
 - (6) インターネット等で広がるいじめを防止し、有効的に対処することができるよう生徒への情報モラル教育および保護者への啓発活動を進める。

(早期発見)

- 第3 いじめを早期に発見するため、次にあげる事項に努める。
- 1 生徒が発する小さな変化や危険信号を見逃さないよう積極的にいじめを認知するためのアンテナを高く保ち、早い段階から複数の教職員で的確に関わるとともに、暴力を伴わないいじめや、潜在化しやすいグループ内のいじめなどにも注意深く対応する。

- (1) 日常の生徒相互の人間関係を把握し、ささいな兆候も教職員間で共有する。
- (2) 学校生活アンケートを実施し有効に活用する。
- (3) スクールカウンセラーと連携を図りながら、いじめの当事者(含む保護者)やいじめ周辺者(含む保護者)からの情報収集に努めるとともに、大阪府電話相談窓口等、各種の教育相談機関の周知に努め校内における教育相談体制の充実に努める。

(いじめに対する措置)

第4 いじめを発見・通報した場合は次にあげる事項に努める。

- 1 発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学年所属教職員または、生徒指導部で対応するとともに、「いじめ防止対策委員会」に報告・相談する。
また、被害生徒を守ることを最優先課題と捉え、同時に加害生徒の社会性の向上や人格の成長を促す指導を行い再発防止に努める。
 - (1) いじめと疑われる行為を発見した場合はその行為の制止に努め、相談や訴えがあった場合は、被害生徒および相談者の安全を確保しながら事態の把握に努める。
 - (2) 事態の軽重に関わらず早期に保護者への連絡を行い、解決に向けて家庭との連携協力を図る。
 - (3) 被害生徒に対してもその心情に寄り添い支える体制づくりを行う。必要に応じて加害生徒を別室指導や、慎重な判断のうえ出席停止とすることも検討する。
 - (4) 好ましい集団活動を取り戻し新たな生活を踏み出すために、必要に応じて警察等関係諸機関の協力を得る。
 - (5) いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題としてとらえるよう指導する。
 - (6) いじめが重大な犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市教育委員会と連携し、また警察署と相談して対処する。生徒に重大な被害が生じる恐れがある時は直ちに警察署に通報し適切に援助を求める。
- 2 重大事態が発生した場合は、「いじめ防止対策委員会」が初動調査から実態の把握・分析等を一括して行うとともに、市教育委員会に報告し事態の早期解決に努める。
 - (1) いじめにより被害生徒に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより欠席を余儀なくされている疑いがある場合等は、同様に調査を行い事態の早期解決に取り組む。
 - (2) 「いじめ防止対策委員会」は、被害・加害生徒からの聴き取りや質問紙によるアンケート調査の実施等を速やかに行い、その調査結果を被害生徒およびその保護者に対して報告し早期解決の手立てとするよう努める。
 - (3) 必要に応じて、被害生徒およびその保護者の所見を添え、市教育委員会に報告する。

(その他)

第5 この基本方針は、生徒の実情や教職員の異動などの状況変化に伴い、定期的に検証を行い、より学校の実態に則した有効的なものとなるようその内容の充実に努める。